ハラスメント防止方針

2026 年 10 月 1 日

一般財団法人明石コミュニティ創造協会

当協会は、すべての職員が互いの人格と尊厳を尊重し、安心して働くことのできる職場環境を実現するため、ハラスメントの防止および適切な対応に取り組みます。

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な言動等により、相手の人格や尊厳を傷つけたり、就業環境を害したりする行為をいいます。

当協会は、以下に掲げるハラスメントをはじめ、職場におけるあらゆるハラスメントを許容しません。

【対象となるハラスメント】

１．パワーハラスメント

職場における優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、相手の就業環境を害する行為をいいます。

例えば、過度な叱責、人格を否定する発言、暴行、無視・仲間外し、過大な要求、仕事を与えないこと等が含まれます。

ただし、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには当たりません。

２．セクシュアルハラスメント

職場における性的な言動により、相手に不快感を与えたり、就業環境を害したりする行為をいいます。例えば、性的な冗談・質問、身体への不必要な接触、交際や性的な関係の強要、性的な噂を流すこと等が含まれます。

３．妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児・介護に関する制度や措置を利用したこと等を理由として、嫌がらせや不利益な取扱いにつながる言動を行うことをいいます。

例えば、妊娠・出産したことを理由に就業の継続を否定するような発言をすること、育児・介護に関する制度の利用を妨げるような発言をすること、制度を利用したことを理由に嫌がらせや不利益な取扱いをすること等が含まれます。

４．カスタマーハラスメント

顧客、利用者、取引先その他の関係者からの言動のうち、要求の内容またはその態様が社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するものをいいます。

例えば、暴言、暴行、脅迫、威圧的な言動、過度な要求、長時間の拘束、職員の人格を否定するような言動等が含まれます。

ただし、客観的にみて社会通念上許容される範囲での申入れや要望等は、いわば正当な申入れであり、カスタマーハラスメントには当たりません。

５．求職者等に対するセクシュアルハラスメント

採用面接、採用説明会等の採用活動において、職員等が求職者や応募者等に対して、性的な言動により、求職者等の就職活動等の環境を害することをいいます。

例えば、性的な冗談・質問、身体への不必要な接触、交際や性的な関係の強要等が含まれます。

【協会の対応】

当協会は、ハラスメントに関する相談や申告を受けた場合、相談者の話を丁寧に確認し、必要に応じて関係者から事実確認を行います。

事実確認の結果、ハラスメントが確認された場合には、必要かつ適切な対応を行うとともに、被害を受けた方への配慮、必要な措置、再発防止等に努めます。

【相談窓口】

・カスタマーハラスメントに関する相談
事務局次長

・その他のハラスメントに関する相談
法人管理チーム
TEL　078-918-5248

相談は、本人からに限らず受け付けます。

ハラスメントに該当するかどうか分からない場合や、相談すべきか迷う場合も、遠慮なくご相談ください。

【相談者等の保護】

当協会は、ハラスメントについて相談・申告したこと、または事実確認に協力したことを理由として、相談者や関係者に対して不利益な取扱いを行いません。

相談に関して知り得た内容については、関係する方のプライバシーに十分配慮し、必要な範囲で適切に取り扱います。